

第39号議案

文京区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年5月7日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹 羽 恵 玲 奈

文京区教育委員会規則第 号

文京区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則

文京区社会教育指導員設置等に関する規則（昭和四十年三月文京区教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

文京区社会教育指導員設置等に関する規則（昭和四十年教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区社会教育指導員設置等に関する規則 第三条 一 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 <u>付 則</u> <u>この規則は、令和七年六月一日から施行する。</u>	○文京区社会教育指導員設置等に関する規則 第三条 一 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 <u>（新設）</u>